

〔しんきん個人ローン（しんきん保証基金保証）：教育カードローン〕

＜商品の仕組み＞

（１） 対象となるご子弟の入学前・在学中

- ① 入試合格・入学予定校が決定の後から卒業予定月までの間に限り繰り返し出金可能な教育カードローン契約（当座貸越契約）を締結します。
- ② 教育カードローン専用のローンカードを発行します。
- ③ 教育資金が必要となった場合、ＡＴＭ・ＣＤでご出金いただけます。
- ④ 当座貸越期間中は、元金返済据置とし、利息については利息支払用預金口座より毎月返済していただきます。

（２） 対象となるご子弟の卒業時

貸越契約期限（卒業予定月の３ヶ月後の月末）までに、その時点での貸越残高について、証書貸付に切替えし、毎月割賦返済していただきます。

ご利用いただける方	① 満２０歳以上である方 ② 安定継続した収入がある方 ③ 次のいずれにも該当しない方 ・ 仮差押・差押を受けた方、競売の開始決定があった方、または破産・再生手続開始の申立があった方 ・ 租税公課を滞納して督促を受けた方、または保全差押を受けた方 ・ 支払いを停止した方 ・ 延滞債務のある方 ・ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があった方 ・ 信用を失墜した方 ・ 制限行為能力者である方 ・ 反社会的勢力 ④ 日本国籍を有する方、または永住者もしくは特別永住者で、行為能力者である方 ⑤ 一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方
ご返済方法	元利均等分割返済、元金均等分割返済（ボーナス返済併用もできます）
保証人・担保	一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので、担保・保証人は原則不要です
必要書類	① 本人確認書類 運転免許証（表裏） ※運転免許証を取得していない場合 個人番号カード（表のみ）、健康保健証、顔写真付住民基本台帳カード（表裏）、運転経歴証明書（表裏） ※申込人が日本国籍以外の場合 本人確認書類に加えて、在留カード、特別永住者証明書、住民票抄本（在留資格の記載のあるもの）のいずれか ② 年収確認書類 ＊申込金額１００万円以下の場合は不要 ・ 市町村・税務署等の公的機関が発行した所得を証明する書類（住民税決定通知書、住民税納税通知書、納税証明書その２（所得金額用）等） ・ 確定申告書の控 ・ 源泉徴収票 ・ 給与明細書（給与所得者で勤続年数が短く、公的所得証明書、源泉徴収票がとれない場合） ・ 年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書、年金受取口座の通帳、電算機打出資料（前年１月～１２月に振込まれた年金額が確認できるもの）

	・ 公共職業安定所（ハローワーク）から交付される育児休業給付受給資格確認通知書、育児休業給付支給決定通知書 ③ ご子弟等が就学中または就学予定であることを証する書類 （就学中の場合は在学証明書、学生証、就学予定の場合は合格通知書等）
そ の 他 事 項	保証料は金利に含まれます
お 使 い み ち	申込人様の子弟・孫・被扶養親族の就学にかかる学校等への納付金および就学にかかる付帯費用
ご 融 資 額	50万円以上500万円以内（10万円単位）
ご 利 用 期 間	① 当座貸越期間中 5年以内（1年ごとの更新） ・ 契約時に、卒業予定月の3ヶ月後の月末までを限度として証書貸付切替期限を設定します ・ 医学部・薬学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、最長7年かつ卒業予定月の3ヶ月後の月末までとします ・ 子弟等が進学される際、引続きローンの利用を希望される場合は、延長も可能です ② 証書貸付切替え後 3ヶ月以上10年以内
ご 融 資 利 率	金利一覧をご確認ください
ご利用いただける方	ご子弟等が学校等に就学中または就学予定である方 ＊「学校等」とは国内・海外を問わず学校（教育施設）と呼称されるもの
返 済 方 法	① 当座貸越期間中 元金返済据置（利息は、利息支払用預金口座から毎月払）、貸越中の元金の任意返済は可能です ② 証書貸付切替え後 毎月元金均等・元利均等割賦返済（元金据置不可）。元金の50%以内について6ヶ月毎のボーナス返済の併用が可能です